

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

長野県下伊那郡豊丘村

2. 構造改革特別区域の名称

緑と清流の郷豊丘村どぶろくの里特区

3. 構造改革特別区域の範囲

長野県下伊那郡豊丘村の全域

4. 構造改革特別区域の特性

(1) 豊丘村の位置

当村は長野県下伊那郡の北部、天竜川の東側に位置し、東は鬼面山（標高 1889.3m）及び大西山等、伊那山脈を境として大鹿村、飯田市（旧上村）に続き、南は高関山を境に喬木村に接している。また、西は天竜川を隔てて高森町、松川町に相對し、北は間沢川をはさんで松川町生田に接している。総面積は 76.85k m²で、東西 10.5km、南北 7.5km の地形は、山林がほぼ 80%を占め、集落の形成は天竜川沿岸の下段地域、河岸段丘を重ねる中段地域および山間地帯（上段地域）に大別される。

(2) 豊丘村の人口(平成 18 年 4 月 1 日現在)

総人口・・・7,232人(男3,528人 女3,704人)

世帯数・・・2,018世帯

(3) 豊丘村の総面積(平成 17 年 4 月 1 日)

総面積・・・76.85 k m²(東西 10.5 k m、南北 7.5 k m、周囲 37.9 k m)

田・・・3.0 k m²

畑・・・5.2 k m²

宅地・・・1.6 k m²

山林・・・40.8 k m²

牧場・・・0.2 k m²

原野・・・2.0 k m²

その他・・・24.1 k m²

(4) 周辺地域の特徴

地形は、東の1,889mの鬼面山を最高峰とする伊那山脈から、西の天竜川まで西向きに河岸段丘を形成している。このような地形から、天竜川沿岸の下段地帯は水田を中心とした農業が発展し、中段地帯は果樹の生産団地地帯として当村の農業の中核をなしている。上段地帯は小集落が点在しており、農地造成により集団化農業が行われているところもあるが、全体的には劣悪な条件にある。

近年は、農産物に対する消費者ニーズはますます多様化・高度化する傾向にある中、今後も生産技術の向上に努めるとともに、販売面でも創意工夫をこらし、時代の要請に応え得る農業の展開を推進するため、土地基盤や近代化施設の整備により労働生産性の高い農業の展開を図り、生産性の向上と先端技術導入を積極的に推進する。また、農産加工による付加価値の増加も図っていく必要がある。

しかしながら、担い手の高齢化の進行、新規就農者の減少等農業労働力の不足は危機的な状況を迎えつつあり、農業生産の低下はもとより、村全体に沈滞ムードが広がる懸念がある。

こうした状況を打開するために、農業団体と協力し、担い手の確保対策を総合的に推進し、農作業の受委託、協業化を作物や地域の特性に合わせて推進するとともに、組織的な農業経営体の設立に努め、農地の有効活用と農業労働力の確保、拡大を図ることが必要である。併せて、中核農家や女性農業者の育成、活動支援も重要となっている。

また、個性のある農業・農村の創出を目指す中で、オーナー制度、農業体験等の拡大・充実を図り、当村農業を資源とした観光農業等のグリーン・ツーリズムを始めとした都市と農村の交流を積極的に展開し、魅力ある農村社会の建設を進める必要がある。

更に、農地は農業生産の基盤であるばかりでなく、緑の国土の保全、水源かん養等の公益的機能ももっている。農地の他用途への需要増加が見込まれることから、計画的な土地利用により高度利用を図る中で優良農地を保全するとともに、増加している遊休荒廃農地の活用も大きな課題として取り組みが必要となってきている。

5. 構造改革特別区域計画の意義

当村では豊かな自然と豊富な農産物を資源に観光農業とともに、都市と農村との交流を重点的に進めてきた。

本村には、古くから伝わる「河野壮丁踊り」、各地区に伝わる獅子舞、お囃子の伝承活動や平成16年に発見された日本最大級といわれる「ポットホール」の研究保存など文化的活動も活発に行われている。また、民宿が13戸あり、その全てが農業者が経営する民宿である。これらの民宿の中には、宿泊者に農業体験や自宅で栽培した野菜を使った田舎料理を提供する民宿もみられ、近年、このような民宿が増えている。

こうしたグリーン・ツーリズムを推進する中で交流人口を生かした高付加価値農業の振興や新たな産業の創出をめざしてきた。

そんな現状の中で近年このように農業者による農家民泊への取り組みが進められている中で、豊丘村の豊かな自然「緑と清流」豊富な農産物の他にも何か、村をアピールできるものが必要と考え、検討した。その結果、特区を活用し、地元で収穫した米による濁酒の提供に取り組むことにより、更なる交流人口の増加と産業振興の推進が図ることができるという結論に至った。

6. 構造改革特別区域計画の目標

本村では、平成 5 年 4 月に「自然と人が共生するうるおいのある村づくり」を村の将来像とした「第 3 次豊丘村総合振興計画」を策定し、これを村づくりの指針として計画的に施策の展開を図り、村勢発展、村民生活の向上に努めてきた。

しかし、この間、地球温暖化、ダイオキシン類をはじめとする有害物質による汚染など環境問題の深刻化、少子高齢化の進行、あるいは情報化や国際化の進展、高速交通網の整備による交流圏や経済圏の拡大など、取り巻く環境は、予想を上回るスピードで大きく変貌してきている。加えて、地方分権の本格的な推進や介護保険制度の創設など自治体行政をめぐる枠組みの変革も進められている。また、意識や価値観も多様化してきており、これらの変化に迅速かつ的確に対応することが必要となっている。

こうした時代の潮流に的確に対処し、村のさらなる発展と豊かな村民生活の実現を図るため、豊丘村の優れた資質を生かし、村民とともに築く 21 世紀初頭のむらづくりの指針として新たに「第 4 次豊丘村総合振興計画」を平成 15 年 4 月に策定し、地域の活性化に取り組んでいるが、長引く景気低迷の折り、活性化の糸口が見えずにいるのが現状である。

しかし、この理念を踏まえながら、豊かな農山村文化や地域資源、多彩な人材等を活用したグリーン・ツーリズムを推進し、都市との交流の拡大に努めることを目標にし、地域資源を活用した郷土料理や酒類、地域の歴史文化に触れる機会を拡充し、農家民宿による面的拡大など、村内滞在機能の強化を図ることで、「もてなし」の心でつくる滞在型観光の振興を推進する。

構造改革特別区域法の特例措置による本計画は、前述の総合振興計画の目標に基づき構造改革特別区域を設置し、地域の活性化を目指すものであり、本村の各集落は昔からの神事行事が数多く、祭礼等で日本酒とは縁の深い土地柄であり又農家が営む農家民宿営業のため、地産地消の基本理念により自ら作った米で濁酒を造り本村に訪れる方をもてなすことにより、付加価値を付けさらにお客との結びつきを強いものにする。

従来、近隣市町村の観光産業に頼りがちであった本村の活性化を抜本から見直し、既存のリピーターに加え、新たな村のファンを獲得し、農業を主体とした更なる結び

つきを確かなものとすることを目標とする。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

緑と清流の郷豊丘村どぶろくの里特区は、これまで村内に宿泊施設が無く近隣の市町村の宿泊施設ばかりに頼りがちだった本村の活性化を抜本から見直し、バブル期を頂点とする好景気を経験してきた本村住民が、グリーン・ツーリズムの担い手として自覚し、自ら考え行動する事により低迷している活気を取り戻し、グリーンシーズン期における地域の活性化を図るものである。

このことから農業と民宿経営の新たな結びつきを見いだすことが地域の総合的な経済的社会的効果を生み出すものとする。

新規起業

・農家民宿等、自家製による酒造製造、新規就農等、小規模ながらも地域に根ざした新たな起業が期待される。

	現在	19年度目標	23年度目標
農家民宿等の開業件数	13件	15件	20件
自家製による酒類製造件数	0件	1件	3件

観光客の増加

・地域の魅力が向上することで、交流人口の拡大が期待される。

	現在	19年度目標	23年度目標
体験農業等参加者数	1,668人	1,800人	2,500人
農作物オーナー制度参加者数	8,908人	10,000人	13,000人
農産物もぎとり事業参加者数	10,850人	12,000人	15,000人
村内観光施設への誘客数	12,500人	14,000人	18,000人
村内施設宿泊者数	2,109人	2,500人	4,000人

8. 特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

9. 構造改革特別区域において実施またはその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関して地方公共団体が必要と認める事項

(1) グリーン・ツーリズム事業の活性化

農業体験メニュー等の開発、情報提供及び都市農村交流事業

現在の当村の農業などの体験メニューは、全国どこの市町村においても実

施可能なものが多く、観光客から見れば魅力に欠けている。

しかし、特区を活用した濁酒の製造・提供を行うことにより、実施農家民宿を主体とした地区での濁酒の提供に併せた農業体験や地元食材を使った新しいメニューの開発が行われる。このことはグリーン・ツーリズム事業においても魅力のある新しいメニューと既存メニューを併せた情報提供を行うことができ、より多くの観光客への誘客活動を行うことが出来る。これにより、新たな当地域のファンを獲得することが可能となり、交流人口の増加による農家民泊を中心とした地域の活性化が図られると共に、都市農村交流事業の活性化を図る。

農家民泊の育成や掘り起こし

これまでグリーン・ツーリズム事業に関心を持たなかった民泊や観光関連業者及び農業者が非常に多い中、特例措置の適用により濁酒の製造・提供をおこなう民宿を中心とした地域の活性化が図られ、より多くの民宿がグリーン・ツーリズム事業に関心を寄せ、特例措置の適用により濁酒の製造・提供事業以外の事業にも拡大できるように、行政としても既存の農家民宿などの開拓・指導などを行いさらなる地域の活性化を図る。

(2) 地域経済活動の活性化

濁酒の製造・提供という新たな商品を活用できることにより、これまで観光関連産業や農業に関与していなかった事業者等があらたに関与することが予想され、地域全体の産業の活性化も期待される。そのため、新規参入事業者等に必要な指導助言をするとともに、融資及び助成制度を活用による経営安定化を支援する。

別紙 構造改革特別区域において実施または実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙（特定事業番号 707）

1. 特定事業の名称

特定農業者による濁酒の製造事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

農業体験民宿業その他酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せ営む農業者で、自ら生産した米等を原料として濁酒を製造しようとする者

3. 当該規制の特例措置の適用開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4. 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記 2 に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

長野県下伊那郡豊丘村の全域

(3) 事業の実施期間

上記 2 に記載の者で、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や施設などの詳細

特例適用により、特定農業者が酒類の製造免許を取得し、自ら生産した米等を原料とした濁酒を製造することが可能になり、手作りの酒を宿泊者などに提供することで、旅の付加価値を付け従来のリピーターのみならず新たな当地域のファンを生み出すことにより、活性化が図られる。同時に特定農業者が地域を訪れる客とともに、楽しみながら農作業をすることにより、双方ともゆとりのある日々が送れることが想像される。

5. 当該規制の特例措置の内容

当村が推進するグリーン・ツーリズム事業の柱となる農家民宿により当地の農産物を原料とした濁酒を提供することにより農家民宿のサービスの向上と濁酒をきっかけとした新たな交流を生み出しながら地産地消を推進するため、酒税法第 7 条第 2 項の特例措置を講ずる。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な納税申告や記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象となる。

また、無免許製造や特定事業実施者の納税義務違反の防止に向け、村の広報の活用や現地指導により周知の徹底を図る。